

第2章 学校における食物アレルギー対応

1. 食物アレルギー対応の際の校内体制の確立

食物アレルギーの対応を始めるためには、まず校内での体制作りが前提になります。

現状の人員（教職員）や施設設備（給食施設）の中で、どのような対応ができるのかを周知理解した上で、体制作りをすることが必要です。

各学校ですでに作成されている緊急時の校内体制をもとに、食物アレルギー対応に適した体制を作り、その際には家庭や学校医・医療機関・教育委員会等とのかかわりについても十分に考慮します。その上で、全教職員が連絡・報告・確認・指導・情報提供・情報把握などを的確に行うことができる体制を構築していくことが必要です。

2. 「食物アレルギー対応委員会」の設置

学校給食における食物アレルギー対応については、校内に設置する「食物アレルギー対応委員会」で対象となる児童生徒の個別の対応内容を検討し決定します。

<食物アレルギー対応委員会とは>

- 【目的】 食物アレルギーの個別対応を決定する機関として明確に位置付け、学校全体の取り組みとしての強化を図る。
- 【設置】 既存の校内組織等を活用して設置する。
- 【構成員】 校長、教頭、学級担任、給食担当教諭、養護教諭、栄養教諭・栄養職員等（可能であれば主治医、学校医）
- 【検討内容】 「学校生活管理指導表」「食物アレルギー対応食実施申請書」「面談票」等に基づき、「食物アレルギー個人調査票」により、個別の対応内容を検討、決定する。

3. 食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割

学校では、食物アレルギー対応が必要な児童生徒のため、得られた情報をもとに、校長の指導のもと、それぞれの職務に応じて、学校全体としてかつ関係教職員全員で対応を進めます。

児童生徒と関わる全教職員が、食物アレルギーについて正しく理解し、アレルギー症状を発症した時の緊急時の対処方法を確認し、協力していくことが必要となります。そのためには日ごろから、得られたさまざまな情報を共有するとともに、食物アレルギーへの理解を深めるための校内研修などを行い、校内での共通理解を図ることが重要となります。

ここでは、教職員と関係者の役割を表2-1に示します。

キーワードは、**実態把握** **情報共有** **対応** **連携** とします。

なおその場合、保護者・児童生徒や教職員・医師・関係機関との連携を恒常的に保つことが重要であり、以下の点に留意することが必要です。

- ・ 食物アレルギーのある児童生徒及びその保護者の、学校生活とりわけ学校給食に対する不安を解消するように配慮すること。
- ・ 食物アレルギーのある児童生徒に対応する際には、児童生徒の心に過大な重荷になったり、他の児童生徒からのいじめのきっかけになったりしないよう、個々の児童生徒や学級の実態を踏まえてきめ細かな配慮をすること。
- ・ 学級全体の児童生徒にわかりやすい説明をし、協力を得ること。
- ・ 保護者に対しては、「学校として対応できること」と「学校だけでは対応が困難なこと」について正確に伝え理解を得ること。
- ・ 保護者からは十分な理解や協力を得ることが必要であり、保護者とは常に連絡を取り合いながら、児童生徒が抱えている問題を共有し、十分に話し合いを重ね、適切に対応すること。その際、プライバシーの保護にも十分留意すること。
- ・ 保護者とは定期的に、あるいは必要に応じて、随時児童生徒の食物アレルギーの状態の経過を面談にて確認しあうこと。
- ・ 校内の関係教職員が密に連絡を取り合うとともに、適切に記録化すること。
- ・ 主治医や学校医等とは、密接に連携をとりながら適切に対応すること。
- ・ 近隣の医療機関や保健センター、消防署などの関係機関とも常に連携を取り合い緊急時に備えること。

表2-1 食物アレルギー対応の役割分担

	実態把握	情報共有
校長	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーについての基本的な考え方を保護者に通知 校内体制を整備し、担当者を明確にする。 実態把握を指示 	<ul style="list-style-type: none"> 校内体制を周知 食物アレルギーの対応を検討、決定するための「食物アレルギー対応委員会」の設置 対応を最終的に決定し、保護者に了解を得る。 「緊急時対応マニュアル」作成の指示 主治医への継続的な情報提供と協力を依頼
教頭	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握を統括 	<ul style="list-style-type: none"> 集約した情報の管理 必要に応じ保護者等との相談の場を設定 校内研修等の企画 校内体制の中の連絡調整 「食物アレルギー個人調査票」の管理
教諭	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの申し出及び「学校給食における食物アレルギー調査のお願い」より、食物アレルギーの有無を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーに対する正しい認識や理解 児童生徒及び保護者に「学校給食における食物アレルギー調査のお願い」などの提出を求める。 個々の食物アレルギーの対応について、児童生徒及び保護者に説明し了解を得る。 食物アレルギー対象児童生徒や校内体制を理解 「食物アレルギー個人調査票」への記録
栄養教諭 栄養職員	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭と協力し「学校給食における食物アレルギー調査のお願い」を実施 対象児童生徒を把握し「食物アレルギー対応食実施申請書」の提出を求める。 養護教諭と協力し「食物アレルギー対象児童生徒一覧」を作成 牛乳を飲用しない児童生徒を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 校内体制の中で学校給食で可能な対応（除去食・代替食・その他）について確認 対象の保護者に「詳細な献立表」や「学校給食アレルギー対応依頼書」を提供し、今後の対応を確認 学校給食で可能な対応について、保護者に説明（除去食・代替食・自己除去・弁当持参・献立表の提供ほか） 「食物アレルギー個人調査票」への記録
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭・栄養職員と協力し「学校給食における食物アレルギー調査のお願い」を実施 対象児童生徒を把握し「食物アレルギー対応食実施申請書」の提出を求める。 栄養教諭・栄養職員と協力し「食物アレルギー対象児童生徒一覧」を作成 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー発症時の応急処置や連絡先を保護者と確認 「緊急時対応マニュアル」の作成、周知徹底 「食物アレルギー個人調査票」への記録
給食調理員		<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー対象児童生徒一覧で対象者の確認 除去食及び代替食を、手引きの「除去食・代替食対象献立一覧表」で確認
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> 自分の食物アレルギーの状況を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 担任とアレルゲンや症状について確認
保護者	<ul style="list-style-type: none"> 主治医と相談し、「学校生活管理指導表」の記入を依頼 学校へ申し出る（「就学時健康診断健康調査票」「学校給食における食物アレルギー調査のお願い」「食物アレルギー対応食実施申請書」の記入、主治医からの「学校生活管理指導表」の提出） 	<ul style="list-style-type: none"> 担任、栄養教諭・栄養職員、養護教諭と学校での対応について確認 「食物アレルギー個人調査票」の保護者欄の記入 子どもに学校での対応を認識させる。 主治医に学校での対応を報告 アレルゲン、症状、対応などに変更が生じたときは、速やかに学校に報告
主治医	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な診察と検査に基づいた「学校生活管理指導表」の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 学校での食物アレルギーの対応について保護者を通じて確認 対応や症状などに変化や変更がある場合は速やかに学校に連絡
学校医	<ul style="list-style-type: none"> 就学時健康診断で保護者に問診を行い助言 	<ul style="list-style-type: none"> 学校での食物アレルギーの対応について情報を提供

対 応	連 携	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校における食物アレルギーの対応が必要な児童生徒名と具体的な対応を全職員に周知 ・学校医に緊急時の対応を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内体制の中に、「食物アレルギー対応委員会」を設け、個々の児童生徒の対応を決定し、以降関係教職員らと連絡をとり続け、児童生徒に対し継続的に関わる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・個々の対応についての把握と評価 ・「緊急時対応マニュアル」を確認し、教職員に周知徹底 ・給食での対応の確認と徹底 ・食物アレルギー対応食（除去食・代替食）の検食 ・子学校は、担当職員とともに親学校との連絡調整 		
<ul style="list-style-type: none"> ・学級の他の児童生徒に食物アレルギーの具体的な対応を説明 ・他の児童生徒へ食物アレルギーの危険性を啓発 ・「緊急時対応マニュアル」を常に確認 		
<ul style="list-style-type: none"> ・給食調理員に学校給食での食物アレルギー対応内容を説明し周知徹底 ・牛乳を飲用しない児童生徒の対応 ・対象の保護者と「学校給食アレルギー対応依頼書」のやり取りをしながら、対応について毎月確認 ・給食調理員に調理作業を「調理指示書」「調理作業工程表」「作業動線図」「アレルギー対応食チェック表」を使用し指示 ・子学校とは、担当職員と連絡を常に取り合う。 ・給食の注意点について担任に指導 ・食物アレルギーがある児童生徒に、個別的な指導をする。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時対応マニュアル」を周知徹底、実施 ・日常の対応（常備薬・携帯薬の管理など）を行う。 ・必要に応じ主治医及び学校医と連絡をとる。 ・他の児童生徒へ食物アレルギーの危険性を啓発 		
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭・栄養職員の指示により、混入や誤配のないように作業し、給食を提供 		
<ul style="list-style-type: none"> ・食べてはいけない食品は、絶対に食べない。 ・自分の食物アレルギーの状態を理解し、症状が出現した場合は申し出る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・指示に従う。
<ul style="list-style-type: none"> ・対応に不都合が生じた場合は、速やかに学校に連絡 		<ul style="list-style-type: none"> ・密に連絡をとる。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校で発症した場合の、搬送や応急処置の指示などを事前に行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との確認を常に実施
<ul style="list-style-type: none"> ・学校で児童生徒が食物アレルギーを発症した場合、緊急時には対応できるよう配慮 		

4. 食物アレルギー対応の流れ

学校における食物アレルギー対応で大切なことは、食物アレルギーを有する児童生徒を正確に把握することです。

保護者や医師（主治医）等からの正確な情報の把握に努め、その後把握した情報をもとに、「食物アレルギー対応委員会」において、校長が適切な対応を決定します。

また、把握した情報は適正に管理し、関係職員の共通理解をはかり、事故の防止に努めます。

なお、情報管理は、以下の点に留意します。

- ・ 教頭を管理責任者と決め、「食物アレルギー個人調査票」などは耐火書庫等に保管し、使用後は所定の場所へ戻して持ち出さない。
- ・ 把握した情報は、校内や関係職員で共有し、次の進学先へ正確に引き継いでいく必要があるが、必ずその都度保護者には確認をとるようにする。

小学校と中学校での対応の流れについては、以下になります。

【小学校】

①就学時健康診断

(11～12月)

「就学時健康診断健康調査票」
「学校給食における食物アレルギー調査のお願い(新規用)」様式 1-1
「学校生活管理指導表」様式 2
「食物アレルギー対応食実施申請書」(新規用)様式 4-1
「食物アレルギー個人調査票」様式 6

- ・ 市教委から事前に送付される「**就学時健康診断健康調査票**」の保護者記入欄に食物アレルギーの有無を記入してもらう。
- ・ 就学時健康診断の際に、学校医や教職員による保護者への聞き取り調査を行い、入学前に病院等を受診して必要に応じて「**学校生活管理指導表**」の提出を依頼する。
- ・ 「**学校給食における食物アレルギー調査のお願い(新規用)**」等を保護者に記入してもらう。

②保護者説明会（一日入学）

(2月)

「学校生活管理指導表」様式 2
「面談票」様式 3
「食物アレルギー対応食実施申請書」(新規用)様式 4-1
「食物アレルギー個人調査票」様式 6

- ・ 説明会の中で、学校給食についての説明を行う。
- ・ 説明会の後に、アレルギー体質を含めた健康課題等を有する児童の保護者を対象に、教職員による面談（「**面談票**」）を行い、食物アレルギー状況等の情報を得たうえで、学校給食での対応の有無を確認する。
- ・ 必要に応じ幼稚園・保育園等と連絡を取り合う。
- ・ 必要に応じて「**学校生活管理指導表**」「**食物アレルギー対応食実施申請書(新規用)**」「**食物アレルギー個人調査票**」等の提出を依頼する。

③入学受付

(4月)

「学校生活管理指導表」様式2
 「面談票」様式3
 「食物アレルギー対応食実施申請書
 (新規用)」様式4-1
 「食物アレルギー個人調査票」様式6

- ・ 入学受付で「学校生活管理指導表」「食物アレルギー対応食実施申請書(新規用)」「食物アレルギー個人調査票」等を受理し、必要に応じて面談(「面談票」)を行う。
- ・ 「学校生活管理指導表」「食物アレルギー対応食実施申請書(新規用)」「食物アレルギー個人調査票」「面談票」等をもとに、「食物アレルギー個人調査票」に対応内容を記録する。

④小学校入学～給食開始
 までに

「食物アレルギー個人調査票」
 様式6

- ・ 「食物アレルギー個人調査票」をもとに「食物アレルギー対応委員会」で個別の対応内容を決定する。
- ・ 決定事項を保護者に説明し、了承を得る。
- ・ 他の児童への説明について保護者の了解を得る。
- ・ 全教職員に決定事項を周知する。
- ・ 全教職員が緊急時の対応マニュアルを確認する。

⑤給食開始～卒業まで

「食物アレルギー個人調査票」
 様式6
 「学校給食における食物アレルギー調査のお願い(在校生用)」
 様式1-2
 「学校給食における食物アレルギー調査のお願い(6年生用)」
 様式1-3
 「食物アレルギー対応食実施申請書(6年生用)」様式4-2

- ・ 必要によっては、保護者との面談を行うなど、家庭との連絡を密にし、児童の健康状態や対応の変更等を確認し、配慮を継続する。
- ・ 年度末には経過を整理し、「食物アレルギー個人調査票」に記録する。
- ・ 年度末までに1～5年生に対して「学校給食における食物アレルギー調査のお願い(在校生用)」を行う。
- ・ 年度末までに6年生に対して「学校給食における食物アレルギー調査のお願い(6年生用)」を行い、必要に応じて「食物アレルギー対応食実施申請書(6年生用)」の記入を依頼する。
- ・ 6年生分は進学する中学校に申し送る。

⑥進級・転出時
中学校進学時

「食物アレルギー対応食実施申請書」
(継続用) 様式 5

※転出、進学の際の帳票の取り扱いについて

小学校は、「**学校生活管理指導表**」等を保護者等に返却し、食物アレルギー対応が必要な場合は、転出、進学先に申し出るよう伝える。

小学校は、「**食物アレルギー個人調査票**」を、保護者の了解を得て、転出・進学先に申し送る。私立中学への進学の場合は、「食物アレルギー調査のお願い」「食物アレルギー個人調査票」も併せて保護者に返却する。

- ・ 進級に際して、各担当者は年度が変わるごとに次年度担当者に確実に引継ぎを行う。
- ・ 進級の際は、教職員による面談等により、保護者から対応や症状等の変更の有無を確認し、引き続き対応が必要な場合は、「**食物アレルギー対応食実施申請書(継続用)**」の提出を依頼する。面談等の内容は、新学級担任に確実に引き継ぐ。
- ・ 面談の結果、昨年度と変更がある場合には、新たに「**学校生活管理指導表**」等の提出を依頼する。
- ・ 対応に変更がない場合には、すでに提出されている「**学校生活管理指導表**」等で対応する。
- ・ 転出、進学の際は、転出先又は進学先の学校対し的確な申し送りをする。その際には保護者の了解を得ること。(個人情報の取扱いには十分配慮する。)

- ・ 進学する際には、管理指導表を保護者へ返却するとともに、内容に変更がないかどうかを主治医に必ず確認するよう依頼する。変更がない場合、管理指導表をそのまま活用するが、「受診医療機関名」、「医師の氏名」、「受診年月日」を管理指導表に必ず記録しておく。
(「札幌市幼稚園・学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」より抜粋)

【中学校】

①小学校からの申し送り

「学校給食における食物アレルギー調査のお願い(6年生用)」様式 1-3
「食物アレルギー対応食実施申請書(6年生用)」様式 4-2
「食物アレルギー個人調査票」様式 6

- ・ 小学校から引継ぎされた「**学校給食における食物アレルギー調査のお願い(6年生用)**」「**食物アレルギー対応食実施申請書(6年生用)**」「**食物アレルギー個人調査票**」で、生徒の食物アレルギー既往歴や経過、小学校での学校給食の対応について確認する。

②入学受付・
給食開始まで(4月)

「学校給食における食物アレルギー調査のお願い(新規用)」様式 1-1
「学校生活管理指導表」様式 2
「面談票」様式 3
「食物アレルギー対応食実施申請書(新規用)」様式 4-1
「食物アレルギー個人調査票」様式 6

- ・ 申し出があった場合は、教職員による面談等(「**面談票**」)を行い、必要に応じて「**学校生活管理指導表**」を受理する。
- ・ 「**学校生活管理指導表**」「**食物アレルギー対応食実施申請書(新規用)**」「**食物アレルギー個人調査票**」「**面談票**」等をもとに、「**食物アレルギー個人調査票**」に対応内容を記録する。

<食物アレルギー調査を実施していない生徒の場合>

- ・ 転入生等に対して「学校給食における食物アレルギー調査のお願い(新規用)」を配布し、給食に特別な配慮が必要な生徒は、保護者から中学校に申し出るように伝える。
- ・ 申し出があった場合は、教職員による面談等(「面談票」)を行い、必要に応じて「学校生活管理指導表」「食物アレルギー対応食実施申請書(新規用)」「食物アレルギー個人調査票」の提出を依頼する。
- ・ 提出された書類と「面談票」等をもとに、「食物アレルギー個人調査票」に対応内容を記録する。

<共通事項>

- ・ 「食物アレルギー個人調査票」をもとに「食物アレルギー対応委員会」で個別の対応内容を決定する。
- ・ 決定事項を保護者に説明し、了承を得る。
- ・ 他の生徒への説明について、保護者の了解を得る。
- ・ 全教職員に決定事項を周知する。
- ・ 全教職員が、緊急時の対応マニュアルを確認する。
- ・ 年度末までには経過を整理し、「食物アレルギー個人調査票」に記録する。
- ・ 年度末までに1、2年生に対して「学校給食における食物アレルギー調査のお願い(在校生用)」を行う。
- ・ 家庭との連絡を密にし、生徒の健康状態や対応の変更等を確認し、配慮を継続する。
- ・ 卒業時には、「食物アレルギー個人調査票」、「学校生活管理指導表」等を保護者に返却する。
- ・ 進級に際して、各担当者は年度が変わるごとに次年度担当者に確実に引継ぎを行う。
- ・ 進級の際は、教職員による面談等により、保護者から対応や症状等の変更の有無を確認し、引き続き対応が必要な場合は、「食物アレルギー対応食実施申請書(継続用)」の提出を依頼する。
- ・ 面談の結果、昨年度と変更がある場合には、新たに「学校生活管理指導表」等の提出を依頼する。
- ・ 対応に変更がない場合には、すでに提出されている「学校生活管理指導表」等に対応する。
- ・ 転出の際は、転出先の学校対し的確な申し送りをする。その際には保護者の了解を得ること。(個人情報の取扱いには十分配慮する。)

③給食開始～卒業まで

「食物アレルギー個人調査票」様式6
「学校給食における食物アレルギー調査のお願い(在校生用)」様式1-2
「学校生活管理指導表」様式2

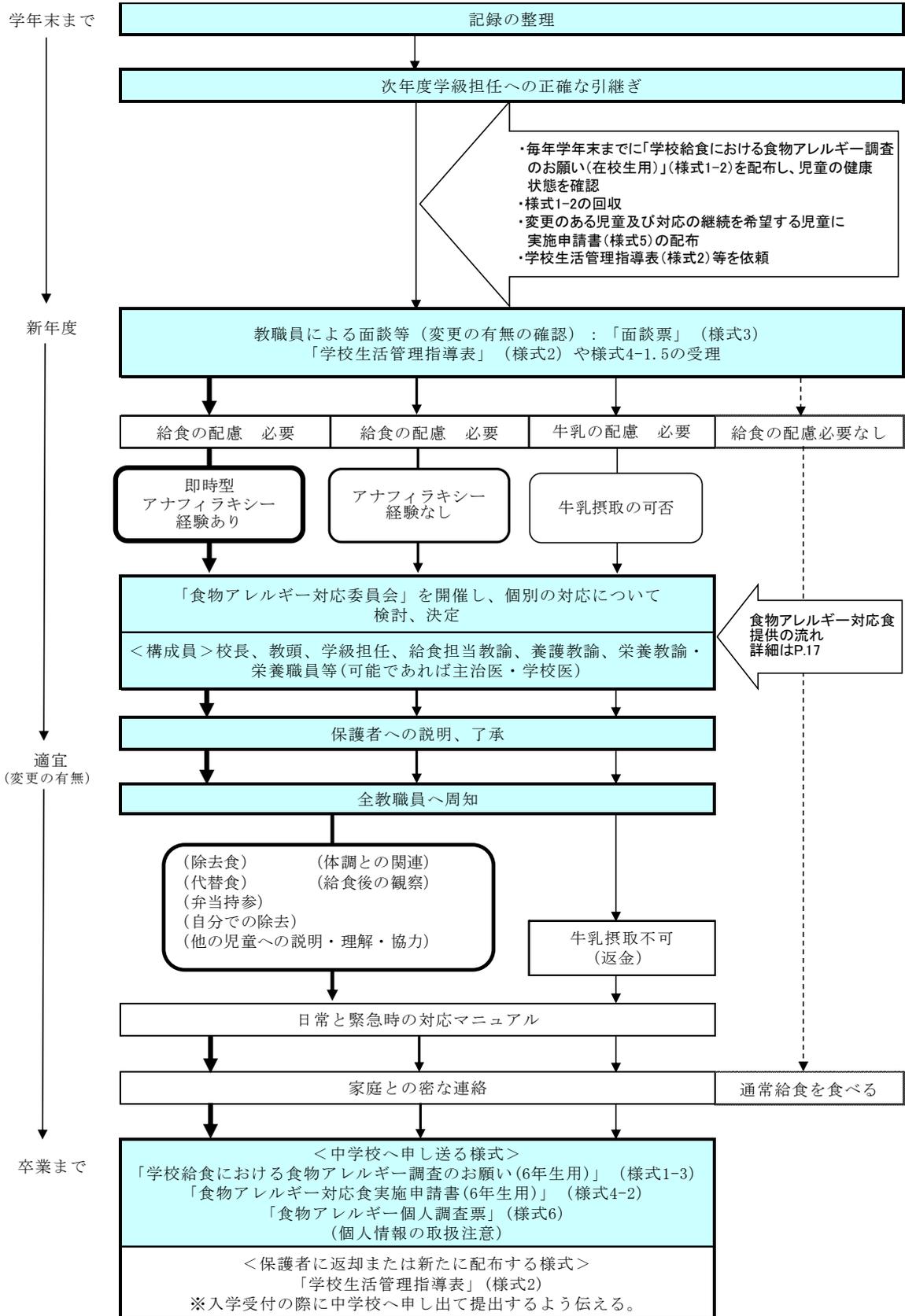
④進級・転出時

「食物アレルギー対応食実施申請書(継続用)」様式5

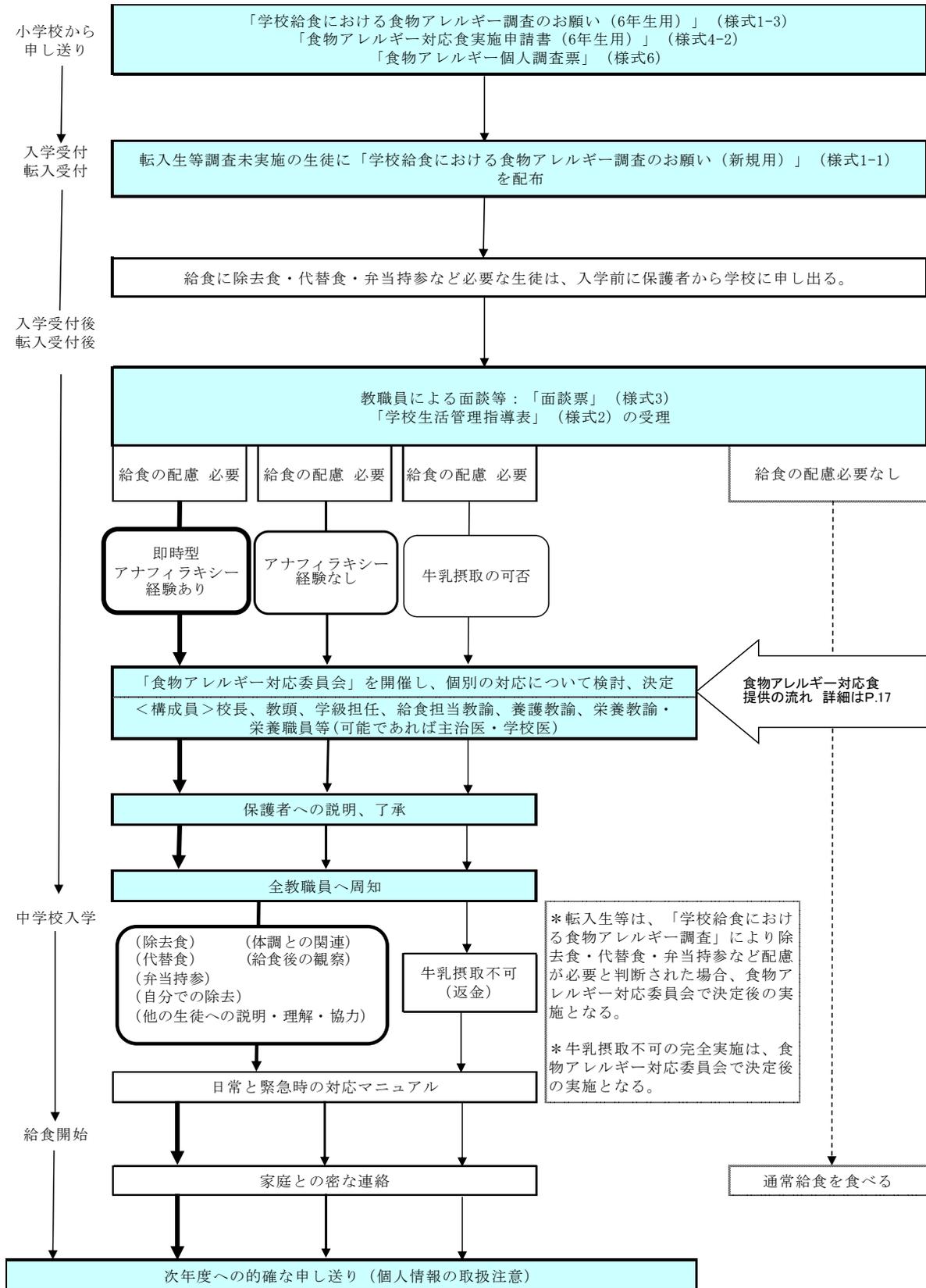
※転出の際の帳票の取り扱いについて

学校は、「学校生活管理指導表」等を保護者に返却し、食物アレルギー対応が必要な場合は、転出先に申し出るよう伝える。

小学校2～6年生の食物アレルギー対応の流れ



中学校1年生・転入生の食物アレルギー対応の流れ



中学校2・3年生の食物アレルギー対応の流れ

